

健康新聞 10月号 今村病院健康管理センター

今月のテーマ 「知っていますか？いざという時の応急処置」

人が突然倒れたら
何をしてあげられますか？

応急手当の実施率
35.3%

《応急手当を行わなかった理由》

最も多い！
「やり方がわからなかった」 **44.9%** > 「必要性を感じなかった 19.6%」「自信がなかった 8.7%」
「他に人がいたから 13.2%」「責任を取らなくては 0.5%」

刑法(第37条)
他人の生命が危機に瀕している場合、その人を救おうと行動した場合、悪意及び重大な過失がない限り、その結果に対して損害賠償など民事上の責任を負わない

民法(第698条)
他人の生命が緊急の危機に瀕している場合、その人を救おうと行動した場合、悪意及び重大な過失がない限り、その結果に対して損害賠償など民事上の責任を負わない

良心の赴くまま勇気を持って近寄り手をさしのべて！

